

※こちらに記載のない質問については、田布施町役場経済課ギフト券担当
(☎0820-52-5805 土日祝日を除く 8:30～17:15)にお問い合わせください。

田布施町子育て応援ギフト券 2026 事業 Q&A

■事業の概要について

Q. 商品券「田布施町子育て応援ギフト券 2026」とは何ですか？

A. 物価高騰の影響を特に受けている子育て世帯への生活応援や地元経済の活性化を目的とした、子育て世帯にお届けする町内の店舗等で利用できる商品券のことです。

Q. 商品券は購入するのですか？

A. 購入ではありません。対象者宛に田布施町から郵送します。

Q. 商品券の対象者は誰ですか？

A. 令和8年9月1日(基準日)に田布施町の住民基本台帳に記録されている18歳以下の子ども(高校生年代以下、平成20年4月2日以降生まれ)です。
1人あたり5,000円分の商品券をお届けします。

Q. 商品券は申し込む必要がありますか？

A. 事前に申込の必要はありません。
令和8年9月1日(基準日)時点で田布施町の住民基本台帳に記録されている対象者については、10月から順次、商品券を郵送します。

■受領・対象者に関する事項について

Q. 商品券はどのように届きますか？

A. 町が10月から世帯分をまとめて世帯主宛てに商品券をゆうパックでお送りします。
発送件数が多いため、配達時に不在の場合でもすぐに不在票を投函せず、何度か配達が行われます。不在票の投函は第3週目ごろからを予定しています。
また、商品券がいわゆる金券であることを踏まえ、宅配ボックスや置き配での対応を行わず、手渡しでの配達をすることとしています。

Q. 9月1日(基準日)に死亡した場合、対象となりますか？

A. 9月1日に死亡した場合は、対象となりません。

ただし、対象者抽出作業を行う都合、死亡した日が9月1日でも死亡届を翌日以降に届け出た場合には対象となります。

Q. 9月1日(基準日)に転出した場合、対象となりますか？

A. 対象となりません。

ただし、対象者抽出作業を行う都合、9月1日(基準日)に転出し翌日以降にその届出をした場合は対象となります。

また、9月2日以降に転出した場合は対象となりますが、県外など遠方へ転出する場合は、商品券の利用可能店舗等は、町内に限りますのでご了承ください。

Q. 親族等からの暴力を理由に避難している場合、商品券を異なる住所に送ってもらうことができますか？

A. 親族等からの暴力を理由に避難し、事情により基準日(9月1日)時点で住民登録を移すことができない方は、申出書(様式第1号)の提出によりギフト券を受け取ることができます。(申出期間は令和8年9月11日まで)申出には、親族等からの暴力等を理由に避難していることが確認できる書類(裁判所が発行する「保護命令決定書」の写し)の添付、もしくは住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている必要があります。※申出書は、田布施町ホームページからダウンロードできます。

※申出は、対象者を実際に監護している保護者(以下「監護者」)が行うことができます。監護者が申出することが困難な場合は、代理申出が可能です。

Q. その他の事情で商品券を別々に送ってもらうことができますか？

A. お受けできません。

9月1日(基準日)の時点で同一世帯であった場合は、世帯主宛てに郵送します。

Q. 事情により商品券を別の住所に送ってもらうことができますか？

A. 商品券は住民基本台帳に記載された住所へ郵送しますので、同居のご家族が受け取られるか、田布施町の住民基本台帳に記録されていない現在の居住地へ郵便が届くよう極力手続きをお願いします。

なお、監護者を申請者として、田布施町の住民基本台帳に記録されていない居住地に発送を希望する、又は直接受領を希望する場合は、申請書(様式第2号)を提出することで発送先の変更・直接受領が可能です。(申請期間は令和8年9月12日まで)

申請には、本人であることが確認できる書類が必要です。

※本人確認書類の例：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、資格者証、障害者手帳 等

※本人確認書類は、申請者(監護者)と対象者両方が必要です。代理申請の際は代理人の本人確認書類も必要です。

※申請書は、田布施町ホームページからダウンロードできます。

■商品券に関する事項について

Q. 使用できる商品券の金額はいくらですか？

A. 1人に対し5,000円分(1,000円券×5枚)のギフト券をお届けします。

Q. どのお店で使用できますか？

A. 店頭の商品券のポスターが掲示されている店舗で使用できます。
また、町・商工会ホームページで取扱店舗一覧を掲載予定です。

Q. 商品券の使用期限はいつですか？

A. 令和8年11月1日から令和9年1月31日までです。期限が過ぎると使用できませんので、ご注意ください。

Q. 商品券を使用する際、おつりはもらえますか？

A. 商品券だけではおつりは支払われません。額面の金額以上の商品を購入する際は、現金等でお支払ください。

Q. 商品券で買えないものがありますか？

A. タバコ(電子タバコを含む)や旅行券等の購入、電子マネーへのチャージ等お使いいただけないものがあります。商品券記載の注意事項をご確認ください。

Q. 使えなかった商品券を換金してもらえますか。

A. 商品券は換金できませんので、使用期限までにご使用ください。

Q. 事情により買い物に出かけられないので、商品券を人にあげても良いですか。

A. 商品券は原則、ご本人のみに限り使用でき、第三者への販売・譲渡をすることはできません。ご家族等に買い物の代行をご依頼いただくなどの検討をお願いします。

Q. 商品券で買った商品を返品したいが、返金してもらえますか？

A. 返金には原則応じられません。

Q. 商品券を紛失した場合、再発行してもらえますか？

A. 再発行はできません。

■取扱店に関する事項について

Q. 取扱店になるにはどうしたら良いですか？

A. 上記の質問を含む取扱店に関する事項は田布施町商工会(0820-52-2983)にお問い合わせください。